

令和4年度

# 森林作業員就業条件整備事業 (追加加入)

(令和4年3月一部改正)

## あらかし・記入例

●お問い合わせ先●

一般社団法人北海道造林協会 北海道森林整備担い手支援センター  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 西鉄・林業会館ビル4階  
TEL 011-200-1381 FAX 011-200-1382

北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係  
TEL 011-231-4111 内線 28-578

# 森林作業員就業条件整備事業のご案内

この事業は、森林作業員・事業主・市町村及び道が一定の掛金を負担し合い、就労日数に応じて作業員へ奨励金を支給するものです。

※市町村については、財政再生団体又は早期健全化団体に限り、市町村を除く三者負担により奨励金支給を行うことが出来ます。

## ☆ 加入することができる事業主の要件

- \* 作業員を直接雇用していること。
- \* 中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の共済契約者であること。
- \* 原則として、労災保険等の適用事業主であること。
- \* 雇用契約書、就業規則、賃金台帳及び出勤簿等が整備出来ること。

## ☆ 奨励金の支給を受けることができる作業員の要件

- \* 支給対象期間（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）のうち、林業に従事した日数が140日以上であること。
- \* 中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の被共済者であること。
- \* 雇用関係にある事業主が、森林作業員就業条件整備事業に加入していること。
- \* 助成対象期間開始時点（令和3年11月1日）で満65歳未満であること。

## ☆ 1日当たりの掛金の負担区分等

- \* 支給対象日数は、140日以上250日を上限とします。

掛金納付日数 (日)	森林作業員就業条件整備事業（作業員への奨励金の支給）				
	1日当たり 奨励金額 (円)	1日当たり掛金の負担区分			
		作業員(円)	事業主(円)	市町村(円)	道(円)
140～169	320(240)	80	80	80(0)	80
170～189	330(245)	80	80	85(0)	85
190～209	340(250)	80	80	90(0)	90
210～229	350(255)	80	80	95(0)	95
230～250	360(260)	80	80	100(0)	100

※（ ）は対象市町村が財政再生団体又は早期健全化団体の場合の額になります。

## ☆ 奨励金の支給

- 奨励金
- \* 令和4年12月下旬に事業主を通じて森林作業員に支給します。
- \* 森林作業員には、別途ハガキで通知します。

## ☆ 納められた掛金の返還

- \* 脱退を承認又は作業員の登録を取消したとき。
- \* 奨励金支給対象日数が140日に満たないとき。
- \* 奨励金支給対象日数が250日を超えたときは、その超えた部分。

## ☆ 加入の申請

- \* 提出書類 ① 別途様式第1号「森林作業員就業条件整備事業加入申請書」(新規加入事業体)  
別記様式第2号「森林作業員就業条件整備事業変更申請書」(既加入事業体)  
② 別途様式第4号「雇用計画書」(共通)
- \* 提出期限 令和4年4月28日(必着)
- \* 提出先 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル  
一般社団法人北海道造林協会 北海道森林整備担い手支援センター

# 令和4年度 森林作業員就業条件整備事業 追加申請受付の留意事項について

- 森林作業員の登録は、年2回(加入申請時・追加申請時)となります
- 随時の受付は行わないので、新規の作業員がいる事業体にあっては、漏れのないようにご注意ください。
- 加入承認書については当該市町村の了承の後、5月下旬頃に通知いたします。  
市町村の了承を得られない場合は、加入承認できませんのでご了承ください。  
なお、作業員の登録承認後は、令和3年11月に遡及して掛金を受け付けることができます。**※(退職金共済制度加の入日から対象となります。)**

## 1 対象作業員、提出書類

- 前ページの要件を確認してください。

## 2 加入申請書の振込口座

- 森林作業員就業条件整備事業加入申請書(別記様式第1号)に記載する振込口座のカタカナは、フリガナではなく**振込口座のカタカナ登録名**を記載してください。  
例:カ) ホッカイドウ、カブ) ホッカイドウ等**(金融機関に確認してください。)**

## 3 雇用計画書(別記様式第4号)の作成について

- 雇用計画書は**作業員の居住する市町村ごとに作成**してください。
- 氏名には、必ず**フリガナ**をつけてください。
- 住所には、必ず**郵便番号**をご記入ください。
- 作業員の同意を得、必ず**作業員の承認印を押印**してください。
- 退職金共済に未加入の場合は、**「手続き中」**と記載し速やかに手続きを行ってください。

## 4 加入申請書提出期限

**令和4年4月28日(水) 必着**

## 5 提出先

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 西鉄・林業会館ビル  
一般社団法人 北海道造林協会 北海道森林整備担い手支援センター

TEL(011)200-1381 FAX(011)200-1382 担当:事業管理課長 秋保 和則

主任 岡崎 美和

別記様式第1号

新規加入される事業体は雇用計画書（別記様式第4号）を添付して提出してください。  
既に加入されている事業体が作業員を追加する場合は、別記様式2号により追加申請してください。

## 森林作業員就業条件整備事業加入申請書

令和4年4月10日

一般社団法人 北海道造林協会 会長 様  
(北海道森林整備担い手支援センター)

押印して下さい

〒 060-0004

住 所 札幌市中央区北4条西5丁目

事業体名 北海道(株)

代表者名 森林三郎

T E L 011-1234-4567

F A X 011-1234-4568

担当者名 山川

印

森林作業員就業条件整備事業に加入し、作業員を登録したいので、次のとおり申請します。

新規・継続の別 (該当する方に○)		新規	継続		
		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>		
振込先金融機関					
(郵便振替又は金融機関名) 北海道銀行		口座名義(漢字) 北海道(株)			
(支店名) 本店		口座名義(カタカナ) ホッカイドウ(カ) (注)振込先口座のカタカナ登録内容を正確に記載してください。			
(預金種別) 普通		口座番号 02710-3-55349			
社会保険制度等の適用状況	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	その他
	<input checked="" type="radio"/> ・無	<input checked="" type="radio"/> ・無	<input checked="" type="radio"/> ・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
退職金制度の契約状況	林業退職金共済制度			中小企業退職金共済制度	
	<input checked="" type="radio"/> (契約者番号 51-0123)・無			有 (契約者番号 )・ <input checked="" type="radio"/>	
雇用契約書、就業規則、賃金台帳・出勤簿等の必要書類の整備	雇用契約書		就業規則		賃金台帳・出勤簿等
	<input checked="" type="radio"/> ・無		作成済・ <input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/> ・無
登録する作業員	3人(内訳は別添雇用計画書のとおり)				

注:雇用予定の対象期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。

別記様式第2号

- ・作業員を追加する場合は、変更の理由を「新規採用」とし、雇用計画書を添付してください。
- ・作業員が退職した場合は、変更の理由を「退職の為」とし、作業員の承認印を押印してください。
- ・作業員の住所変更の場合は、雇用計画書に変更後の住所を修正記入して添付してください。

## 森林作業員就業条件整備事業変更申請書

令和4年4月10日

一般社団法人 北海道造林協会 会長 様

押印して下さい

(北海道森林整備担い手支援センター)

〒 060-0004

住 所 札幌市中央区北4条西5丁目

事業体名 北海道(株)

代表者名 森林三郎

T E L 011-1234-4567

F A X 011-1234-4568

担当者名 山川

印

森林作業員就業条件整備事業の作業員の登録を変更したいので、次のとおり申請します。

変更の理由			
作業員新規採用の為			
登録する作業員数			
当初	3人	変更後	4人
登録の取消し			
登録を取消す作業員数		人	
氏名	既に納めた掛金の額(円)		作業員の承認印
	作業員	事業主	
計			

別記様式第3号

事業体が廃業等で脱退する場合の提出書類です。

作業員の自己都合退職等の場合は「別記様式第2号」により取消と返金を申請してください。

## 森林作業員就業条件整備事業脱退申請書

令和4年8月20日

一般社団法人 北海道造林協会 会長 様

押印して下さい

(北海道森林整備担い手支援センター)

〒 060-0004

住 所 札幌市中央区北4条西5丁目

事業体名 北海道 (株)

代表者名 森林 三 郎

T E L 0 1 1 - 1 2 3 4 - 4 5 6 7

F A X 0 1 1 - 1 2 3 4 - 4 5 6 8

担当者名 山 川

印

森林作業員就業条件整備事業を脱退したいので、次のとおり申請します。

脱退の理由

廃業の為

登録している作業員数 1人

氏 名	既に納めた掛金の額 (円)		作業員の承認印
	作業員	事業主	
野山 緑	(60日) 4,800円	(60日) 4,800円	印
計	(60日) 4,800円	(60日) 4,800円	

別記様式第4号

雇用計画書  
(計画対象期間:令和3年11月1日~令和4年10月31日)

住所 札幌市中央区北4条西5丁目  
TEL 011-123-4567

市町村名 札幌市

事業体名 北海道(株)

(フリガナ) 氏名	住所	性別	新規 継続 脱退	生年月日	年齢 (才)	退職金共済の加入状況				主な作業種	年間就労 日数 (日)	作業員の 承認印	
						中 退 共	林 退 共	加入(予定) 年月日	共済手帳被 共済者番号				
やまかわ たろう 山川 太郎	〒060-0003 札幌市北区北7西13	男	新規	Ⓢ H 36・9・1	59		○	H12.4	り01-11345	造林	250	印	
ほっかい じろう 北海 二郎	〒060-0004 札幌市中央区北3西15	男	〃	Ⓢ H 42・10・1	53		○	H17.12.20	り01-17999	伐木	250	印	
のやま みどり 野山 緑	〒060-0002 札幌市中央区北2西25	女	〃	Ⓢ H 53・11・1	42		○	手続き中		種苗	150	印	
	〒			S H . .									
	〒			S H . .									
	〒			S H . .									
	〒			S H . .									
合						計							

取得年月日が不明な場合  
年、月まででも結構です。

【140日以上250日上限】  
最低の140日で登録した  
場合1日でも超えると道や  
市町村で補正予算対応等が  
必要となるため、確実な予  
算確保を図るため**最低で見  
積もる場合は150日と記載  
してください。**

- 本計画書は、作業員の居住(住民票を置く)市町村ごとに別葉で作成してください。
- 退職金共済の加入状況は、いずれか加入の方に○を記入して下さい。
- 退職金共済の加入予定者については、加入次第速やかに共済手帳被共済者番号等の報告をお願いします。
- 退職金共済加入日より掛金の対象日となります。
- 必ず作業員の同意を得、作業員の承認印を押してください。
- 当様式を移動申出書(別記様式第5号)に添付する場合は、当該事業主の雇用分のみを記載してください。

## 森林作業員雇用先移動申出書

令和4年5月1日

一般社団法人 北海道造林協会 会長 様

(北海道森林整備担い手支援センター)

森林作業員就業条件整備事業に係る次の森林作業員は、雇用される事業主が変わったので申出ます。

最初に雇用した事業主 (A)

北海道(株)

印

押印して  
ください

引き継いで雇用する事業主 (B)

(有)緑林業

印

森林作業員名	最初に雇用した事業主 (A)		引き継いで雇用する事業主 (B)	
	雇用期間 (月日～月日)	掛金納付 日数(日)	雇用予定期間 (月日～月日)	掛金納付予 定日数(日)
山川 太郎	R3・11・1 ～ R4・3・31	90	R4・4・1 ～ R4・10・31	160
北海 二郎	R3・11・1 ～ R4・4・10	85	R4・4・11 ～ R4・10・31	125
				(A)+(B)は 250 日が上限とな ります。

※・本書は作業員を最初に雇用した事業主が作成し、引き継ぐ事業主に送付してください。

・引き継いで雇用する事業主は、雇用計画書（別記様式第4号）と本書を添えて北海道森林整備担い手支援センターへ送付してください。

## 注 記

- 1 移動が決まったときは、速やかに申出書を提出してください。
- 2 掛金の取り扱いについて
  - (1) A 事業体で納めた掛け金は、B 事業体で納める掛け金に加算し、奨励金の支給対象となります。
  - (2) B 事業体に移動した作業員が途中で退職し、奨励金支給対象にならなかった場合は、A 事業体で納めた掛け金(日数×80円)はA 事業体へ返還します。また、B 事業体でおさめた掛け金(日数×160円)とA 事業体で就労していた作業員分(日数×80円)はB 事業体へ一括返金しますので、事業主分、作業員分とで精算してください。
- 3 奨励金支給等について  
B 事業体に作業員の奨励金を支給しますので作業員に渡してください。



# 森林作業員就業条件整備事業Q&A

## Q1. 奨励金の支給対象者はどのような者か。

A1. 奨励金の支給対象者の要件は、次の要件を全て満たす作業員としている。

(ア)中退共又は林退共の被共済者であること。

(イ)支給対象日数が140日以上であること。

(ウ)雇用関係にある事業主がこの事業に加入していること。

(エ)事業年度の前年11月1日時点で65歳未満であること。

※作業員とは、造林、素材生産、種苗生産及びこれに付随する作業(以下「林業」という。)に従事し、林業事業体に雇用される労働者。

## Q2. 支給対象日はどのような就労をもって1日とみなすのか。

A2. 定められた1日の勤務時間の半分以上を林業に従事した日をもって支給対象日数の1日としている。

<例1>

勤務時間が8時間と定められた作業員が、降雨により4時間で勤務を終了した場合、林業に従事した時間が定められた1日の勤務時間の半分以上なので、当該勤務日は支給対象日となる。

<例2>

勤務時間が8時間と定められた経理事務を担当する職員が、作業員として4時間以上を林業に従事した日は支給対象日となるが、林業に従事せず経理事務のみを行っていた日は支給対象日とならない。

<例3>

役員であっても、中退共又は林退共の被共済者は、社長等の指揮命令の下で作業員として1日の勤務時間の半分以上を林業に従事した場合は、支給対象日となる。

## Q3. 年次有給休暇を取得した日の扱いは如何か。

A3. 年次有給休暇を取得し林業に従事しなかった時間は、奨励金の支給対象とならない。  
(作業員として現に作業に従事しなければ、奨励金の支給対象とならない。)

<例1>

作業員が年次有給休暇を1日取得し、林業に従事しなかった日は、支給対象日とならない。

<例2>

勤務時間が8時間と定められた作業員が、4時間勤務した後、4時間の年次有給休暇を取得した日は、林業に従事した時間が定められた1日の勤務時間の半分以上なので、当該勤務日は支給対象日となる。

## Q4. 材の運搬のみを請け負う事業者が雇用するトラックのドライバーは、本制度の対象者となるか。

A4. 本事業の対象者は、造林、素材生産、種苗生産及びこれに付随する作業に従事し、林業事業体に雇用される労働者であり、材の運搬のみを行う運送業は林業に該当しないため、支給対象者とはならない。